

昭和村 農業委員会だより

Showa-mura Agriculture Committee

第7号

2019.6

発行：昭和村農業委員会
(昭和村産業課内)

CONTENTS

就任のごあいさつ	2
退任のごあいさつ	3
新しい農業委員を紹介します	5
家族経営協定	6
農地法許可申請の受付締切日	7
農作業についてお願い	8

表紙写真

第8回「やさい王国 昭和村」フォトコンテスト
ポスターの部門 群馬県知事賞
「一面コンニャク畑」 坂本 渡さん



the most beautiful
villages in Japan

昭和村
2019.6

新農業委員決まる

任期満了に伴う農業委員の改選が行われ、
4月1日付で**新しい農業委員(27名)**が決まりました。
任期は令和4年3月31日までです。
皆さんよろしくお願いたします。

の高い支柱を使い、パネルを高い所に上げてその下で耕作するという、まさに太陽光発電と作物が同居するわけです。ただ、現行の八〇%の収量を上げるといのが条件ですが、国は今問題になっている耕作放棄地の解消に少しでもつながればという思いなのかもしれないませんが、昭和村のように耕作放棄地もほとんどなく、現状農地が不足している地域に対しては、どうかと思われます。この政策だと、合法的には一種農地のまん中にもソーラーパネルが設置されるということにもなりかねません。

こういったことの対処も考えながら、今後も昭和村の農業がますます発展するよう頑張っていきたいと思えますので、これからも農業委員会の活動に対して、変わらぬ御理解と御協力をお願いし、会長就任の挨拶といたします。

就任のごあいさつ

農業委員会 会長 角田 昌義



この度の農業委員の改選により、四月一日より農業委員会会長の職に就かせて

いただくことになりました。平成最後、令和初めての会長という重職を仰せつかる訳ですが、新しい時代に向かって身の引き締まる思いでいっばいです。

平成を振り返ってみれば豪雪被害、ゲリラ豪雨、巨大台風の襲来、なんと言っても三・一一の震災が一番大変ではなかったかと思えます。震災そのものの被害はもちろんのこと。原発の放射能汚染で、今ま

で安心・安全を誇ってきた日本の食品が、農薬の登録だの基準とか、そんなことは度外視され、すべてが放射能で否定され、その後の風評被害もあり、今でも解禁にならない国があるのが現状です。とにかく来たる令和という時代が大きな災害がないことを願うばかりです。

さて、我々農業委員の仕事の一つに昭和村の畑が適正に農地として使用されているかを確認する、農地の番人的な業務があるわけですが、それに対して今後難しい判断を迫られると思われるのが、営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）です。これは農地に立ち

就任のごあいさつ

農業委員会 副会長 関上 毅



農業委員法が改正になり早くも一期が過ぎました。そしてこの四月から副会長としてお世話になることになり、角田会長を中心に委員会が丸となって農業問題に取り組んでいきたいと思えます。

私が思う昭和村は農業が主産業であり、何と言っても若者の就労率は高い方だと思えます。この未来ある後継者達が希望の持てる「農業経営」ができるよう、少しでも手助けができる農業委員会にしていきたいと思えます。簡単ではありますが、副会長就任の挨拶とさせていただきます。

退任のごあいさつ

前農業委員会 会長 橋本 良雄



平成二十八年四月一日より三年間お世話になったすべての皆様に御礼申し上げます。農業委員会法が改正

され、二十七名で始まり、うち二期目が二名といままでない体制でありましたが、皆様のご理解とご協力により任期を終えることができました。全国的には耕作放棄地、遊休農地が増えているなか、昭和村農業が直面している課題は人材と農地不足、法人化による従業員・実習生やパートナーさんの確保、近隣の市町村へ出耕作で農地を補う。これは後継者の生産意欲の表れではないでしょうか。時期になると農地は、こんなにやく・野菜で緑一色、こんな昭和村を誇りに思います。これからも農業の繁栄・農業委員会の益々の活躍と村の発展を祈り挨拶とします。

農政部会



農政副部長
林 英一郎
(滝久保・池原)

新たな時代に向け、昭和村の農家一人一人の努力が花開き実を結ぶように、農業委員として励みたいと思います。



農政部長
佐々木 淳
(松ノ木平第1・第2)

二期目の農業委員もお世話になります。本村農業のために頑張りますので、よろしくお願いします。



阿部 順一
(中野上・下)

農業委員として職務の遂行にあたりしっかりと勉強し、昭和村の農業発展に努力して参ります。よろしくお願いします。



倉澤 晃
(伏田・根岸)

農業委員として、昭和村の農業発展に努力していきたいと思ひます。よろしくお願いします。



小野 英樹
(宿)

農業に関わる諸事情や、農地法に関する事をもう一度あらためて勉強し、少しでもお役に立てるように努力します。



阿部 雅通
(三ツ谷・北部・南部)

農業委員として、村発展に協力できるよう勉強していきたいと思ひます。よろしくお願いします。



竹吉 美智男
(大河原・長者久保)

農業委員として農業の発展に少しでも貢献できるように、3年間努めたいと思ひます。よろしくお願いします。



七五三木 清
(赤城原第1・第2)

農業委員として、昭和村の発展のため3年間努めたいと思ひますのでよろしくお願いします。



竹吉 弘行
(常木・中宿・中内出)

昭和村の主産業である農業発展のため、自分も勉強して役に立ちたいと思ひます。



林 孝志
(吹張)

昭和村は全国でも有数の農業村で後継者も多くあります。次代につなぐよう農地の適正管理に努めたいと思ひます。



堤 裕史
(入原上・下)

農業委員の一員として、村の農業振興のため頑張りたいと思ひますのでよろしくお願いします。



石井 秀樹
(滝寺・南内出・上内出)

農業委員として昭和村のために頑張りますのでよろしくお願いします。



吉野 憲司
(赤谷・追分)

農業委員として昭和村の農業の発展のために頑張りますので、よろしくお願いします。



堤 栄一
(森下中組)

このたび、初めて農業委員となりました。皆様のご指導をいただきながら委員としての責務を果たせるよう努力してまいります。よろしくお願いします。



藤井 和信
(永井上・下)

時代に沿った昭和村の農業の発展に一生懸命頑張っていきたいと思ひます。



澤浦 太一
(鎌沢・森下上組)

農家として、昭和村の農業と農地について、深く考えながら活動したいと思ひます。



竹内 昭彦
(藤井・宮貝戸)

昭和村の農業発展のために農業委員として頑張りますのでよろしくお願いします。



萩原 孝治
(田岸・大堀)

農業委員として昭和村の農業発展のため努力していきたいと思ひます。よろしくお願いします。



古澤 尚美
(ぐんま女性農業委員ネットワーク)
昭和村の農業経営のために、女性農業委員の特性を活かせるように頑張ります。よろしくお願いします。



高橋 由美子
(ぐんま女性農業委員ネットワーク)
わからないことばかりですが、少しでもお役に立てるように頑張っていきたいと思ひます。



小菅 都志子
(ぐんま女性農業委員ネットワーク)
農業委員の活動はよくわかりませんが後継者が希望を持って働けるように応援し村づくりに努めたいと思ひます。



眞下 梅子
(ぐんま女性農業委員ネットワーク)
農業委員という仕事をいただき不安ですが勉強させていただきます。よろしくお願いします。



稲垣 貴謙
(利根沼田農業協同組合)
昭和村の農地を守り、みなさんが安心して農業や生活のできる環境作りに努めてまいります。

新しい農業委員を 紹介します。

農地部会



農地副部長
飯塚 利夫
(森下下宿・入沢)
昭和村の農業発展と未来のために頑張っていきたいと思ひますのでよろしくお願いします。



農地部長
林 昭彦
(生越)
昭和村の農業発展と農業振興のためにがんばりたいと思ひます。

会長 角田 昌義

副会長 関上 毅

農政部会

農地部会

農地法許可申請の受付締切日

事前相談は毎月20日まで

毎月25日

※農地法許可申請 ◇農地法3条…農地の所有権を移転する場合 △農地法4・5条…農地を宅地等に転用する場合

手続きの流れ

まずは農業委員会事務局にご相談ください。

許可申請書の受付締切日 毎月25日

※締切日が閉庁日(土・日・祝)の場合はその前に提出ください。
 ※申請締切日以内でも、添付書類に不備がある場合は次回審査になりますので、申請する際は、事前に20日までに農業委員会事務局へご相談ください。また、あらかじめ地元農業委員へご相談ください。

申請内容の審査

農業委員会事務局で申請書と添付書類を確認し、必要に応じて聴き取りや現地の調査を行います。

農業委員会での審議

今年度の農業委員会開催日は右記の通りです。
 提出された申請はここで審議され、許可等を決定します。農地転用許可申請は審議を経て県知事に送付します。

許可書の交付

許可後、ご連絡しますので、許可書は農業委員会事務局で受領してください。

農地を転用等する場合、農業委員会に申請して許可が必要です。許可を得ないで行うと契約に効力がなく、農地法違反にもなるので忘れずに手続きしましょう。

2019年度 農業委員会開催日及び許可申請受付締切日スケジュール

	開催日	申請締切日
第4回	2019年6月5日(火)	2019年5月24日(金)
第5回	2019年7月10日(火)	2019年6月25日(火)
第6回	2019年8月8日(水)	2019年7月25日(水)
第7回	2019年9月10日(火)	2019年8月23日(金)
第8回	2019年10月10日(水)	2019年9月25日(水)
第9回	2019年11月8日(金)	2019年10月25日(金)
第10回	2019年12月6日(金)	2019年11月25日(月)
第11回	2020年1月14日(火)	2019年12月25日(水)
第12回	2020年2月10日(月)	2020年1月24日(金)
第13回	2020年3月6日(金)	2020年2月25日(火)

2019年度の
 農振除外申請(後期)の締切日は
2019年10月31日(木)です。

農業委員会での審議結果 (平成30年4月～平成31年3月末)

平成30年4月～平成31年3月までの間、農地法に基づき申請された審議件数は次のとおりです。

農地法第3条 (農地の権利移動を伴うもの)		農地転用 農地法第4条 (農地転用をするが権利移動を伴わないもの)			
売 買	26件(46筆) 230,281㎡	農業用施設用地	3件(3筆) 3,433㎡	畜舎用地	1件(5筆) 9,554㎡
賃 貸 借	0件(0筆) 0㎡	住 宅 用 地	4件(4筆) 2,076㎡	計	9件(13筆) 15,552㎡
使用賃借	0件(0筆) 0㎡	物 置 用 地	1件(1筆) 489㎡		
交 換	2件(2筆) 1,847㎡	農地法第5条 (農地転用し、権利移動を伴うもの)			
贈 与	3件(20筆) 50,936㎡	売 買	12件(15筆) 8,890㎡	贈 与	3件(6筆) 2,976㎡
公 売	0件(0筆) 0㎡	賃 貸 借	8件(17筆) 22,133㎡	計	31件(47筆) 36,633㎡
競 売	0件(0筆) 0㎡	使 用 賃 借	8件(9筆) 2,634㎡		
計	31件(68筆) 283,064㎡	内 訳			
利用権設定 (農業経営強化によるもの)		農地法4条・5条 転用内訳			
賃 借 権	57筆 236,619㎡	農業用施設用地	4件(4筆) 4,660㎡	宿 舎 用 地	4件(5筆) 3,677㎡
使用賃借	74筆 127,927㎡	住 宅 用 地	16件(17筆) 6,290㎡	水 路 上 部 保 全 対 策 工 事 用 地	1件(6筆) 1,902㎡
権 利 移 転	0筆 0㎡	駐 車 場 用 地	1件(1筆) 1,375㎡	畜 舎 用 地	2件(9筆) 12,349㎡
計	131筆 364,546㎡	車 庫 用 地	1件(1筆) 414㎡	山 林 用 地	1件(3筆) 112㎡
(うち新規 70筆 175,158㎡)		車 両 置 場 用 地	1件(1筆) 1,024㎡	軽 石 採 取 用 地	1件(1筆) 8,993㎡
(うち中間管理機構活用 48筆 182,800㎡)		資 材 置 場 用 地	6件(9筆) 9,910㎡	物 置 用 地	1件(1筆) 489㎡
		倉 庫 建 設 用 地	1件(2筆) 990㎡	計	40件(60筆) 52,185㎡
		農地のあっせん申出		18件(37筆)	136,895㎡

新しく結んだご家族



赤谷 大竹 誠さん

本協定をきっかけに、家族で協力して頑張ります。



中組 加藤 拓也さん

家族経営協定により責任感を持ち、より良い農業経営ができるように努力していきます。



赤城原第二 七五三木 清さん

家族協力して、ゆとりある農業経営を目指します。

上内出 林 繁明さん

家族で協力し、より良い経営を目指します。



伏田 竹之内 智史さん

家族協定により、能率の向上をさらに目指していきます。



滝寺 後藤 政昭さん

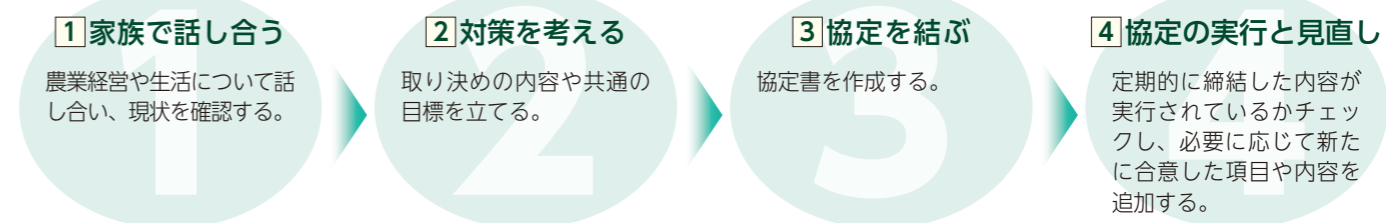
今回は家族経営協定も3回目ということもあり、妻との間で締結し、経営計画等を見直すことにしました。しっかりと農業経営をしていきたいと思っています。



取り決め内容例

- 農業経営の方針
- 労働報酬
- 労働時間、休日
- 労働面の役割分担
- 生活面の役割分担
- など

協定締結までの手順



◎ご不明な点は、お近くの農業委員または農業委員会事務局に、お気軽にご相談ください。

わが家は
家族経営協定
 を結びました。

昭和村家族経営協定調印式が平成31年3月28日(木)に役場会議室で行われ、農業経営の分担や家事作業の分担を定めた協定書に家族ごと調印し、協定を結びました。調印式は、今年で17回目、今回は6組(新規締結2組・再締結4組)が協定を締結し、家族経営協定締結家族の総数は156組となりました。

農作業についてのお願い

6月になり、農繁期を迎えておりますが、作業の仕方によっては苦情やトラブルの発生の原因となります。また、梅雨に入り、長雨・ゲリラ豪雨などの天候不順や台風なども懸念されるため、下記の注意点について、今一度ご理解とご協力をお願いいたします。

●畑の作り出し耕作について

畑の作り出し耕作は、大雨時には土が流出し、水路がつまりり水害事故の原因となる恐れがあります。決められた境界内での耕作をお願いします。

また、表土流出防止対策としてグリーンベルトや土側溝の設置などをお願いします。

●廃ビニール等の使用後について

農作業で使用した廃ビニール等を畑の周りに置いておくと、大雨時に道路や水路等に流出し、思わぬ災害となります。

また、ガードレールにかけておくと、強風時に飛ばされ、こちらも思わぬ災害となりますので、廃資材の管理には気をつけていただきますようお願いいたします。

●農耕車に付着した土の処理について

トラクターやトラックなどでの農作業後、田畑から公道へ出る前にはタイヤ等に付着した土や堆肥を落としてから道路を走行するようお願いします。

やむを得ず土や堆肥が道路に出てしまった場合は、速やかに片付けていただきますようお願いいたします。

●農薬散布について

住宅の周辺で農薬を散布する際は、事前に周辺住民にお知らせするなど、生活環境に十分配慮してください。

また、周辺の農作物への飛散にも注意してください。散布の際には、天候や風向き、時間帯に注意するなど、飛散防止に努めてください。

●畑の管理について

耕作するためにロータリー等をかけた畑は、土がやわらかくなっており、大雨時には土が流出しやすいため、トラクターで畑を踏んでいただくなど、土の流出防止に努めていただきますようお願いいたします。

※上記の各項目は、法律や条例等により規制及び処分の対象となる行為に関係するものもあります。他人に迷惑をかけないよう注意し農作業を行ってください。住民等から通報があった場合は、行政指導をすることがあります。

※畑を貸している方につきましては、小作人の方へも上記注意事項を周知していただきますようお願いいたします。

昭和村役場 産業課 TEL : 0278-24-5111 FAX : 0278-24-5254

編集後記

時代が平成から令和に変わりました。新しい時代の幕開けです。令和になっても農業を取り巻く環境はいぜん厳しく先行きは不透明です。今年度から新しいメンバーで始まる新農業委員で昭和村の農地、そして農業を守るため頑張っていきたいと思っております。これから農繁期を迎えます。体調や事故に気をつけて、今年も頑張りたいと思います。(S)



土壤消毒(クロルピクリン剤)・
除草剤の使い方に気をつけて!



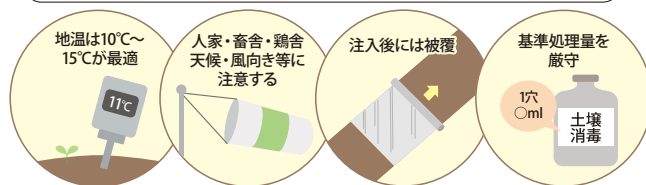
おとなりさんも一生懸命作っている野菜です!

▼被害にあった事例▼



土壤消毒の影響で手前が枯れてしまったホウレン草

土壤消毒(クロルピクリン剤)を使用する際の注意点



■飛散(ドリフト)防止対策の必要性

飛散した農薬が近隣の出荷間近の農作物に付着すると、その作物に適用のない農薬はもちろん、適用がある農薬でも残留基準を超えてしまう恐れがあります。このような場合、**飛散を受けた作物の生産者は、自らの責任が無いにもかかわらず出荷禁止となってしまうため、細心の注意が必要です。**

■飛散(ドリフト)低減の具体策

単独の対策ではその効果に限りがあるため、いくつかの対策を合わせて十分な効果を得る必要があります。

- 1 散布時の風向きと風速に注意する
- 2 散布圧力、風量に注意する。散布ノズルの交換(ドリフトレスノズル)
- 3 ほ場の端での散布は特に注意する
- 4 遮蔽シート・ネットの設置や緩衝地帯・障壁作物の設置
- 5 近接作物生産者相互の連携

農地を守り担い手を応援する専門情報誌

全国農業新聞



週1回、必要な情報を、コンパクトに、分かりやすく!

●購読料 1ヶ月 700円(個人負担:350円)

※村では、購読料の半額の補助を行っています。購読を希望される方は、農業委員会事務局へお申し込みください。